**酒井教育長定例記者会見概要**

日時：令和元年１０月２５日（金曜日）１５：００～１５：３０

場所：大阪府庁別館６階　委員会議室

【教育長より】

「府立支援学校における体罰・人権侵害事案」について

はじめに、「府立支援学校における体罰・人権侵害事案」について、一昨日報道各社の皆様へのブリーフィングを行わせていただきました。担当課より、事案の経緯や今後の対応等について、ご説明したところですが、私から改めてお話しをさせていただきます。

　まずは、被害を受けたお子様及びその保護者様に対しまして、教育行政の責任者として深くお詫び申し上げます。加えまして、当該支援学校の保護者の皆様のみならず、府立支援学校にお子様を通わせていただいている保護者の皆様、そして広く府民の皆様に対しましても、信頼を損なう事案が生起しましたことを、重ねてお詫び申し上げます。

　本事案は、９月27日（金）、府立支援学校中学部の授業中に、男性教諭が介助していました生徒に自分が痛めている右手小指を強く握られ、その時に激痛が走りまして、とっさに生徒の首の後ろを掴んで、生徒に向かって人権侵害にあたる重大な差別的な発言、「障がい者だからといって許されると思うな」と発言し、その後、再度手を伸ばそうとした生徒の手を両手で掴み、そのまま生徒の胸に強く押し当てたというものです。

　とりわけ、この「障がい者だからといって」という言葉は、障がいのある方々に対する大変強い差別意識が根底にある言葉であると私は思います。障がいのある子どもを守るべき支援学校の教員がその言葉を発してしまったということであります。私としては、言語道断、断じてあってはならないことであり、大変重く受け止めております。

　現段階では、最終的な事実認定には至ってはいませんが、処分につきましては、事案認定が終了次第早急かつ適切に対応していきます。また、当該校に対しましては、体罰や人権侵害の根絶に向け、徹底した取組みについて指導したところです。加えて、本日夕刻、府立支援学校の校長・准校長を集め、改めて全府立支援学校に注意喚起を行うとともに、各校においても体罰や人権侵害の根絶に向けた取り組みを行うよう改めて指示いたします。

　府立支援学校が、一日も早く幼児児童生徒及び保護者の皆様からの信頼を回復できるよう、教育庁あげて全力で取り組んでまいります。

「府立支援学校教諭による同僚への不適切な言動にかかる事案」について

　次に、「府立支援学校教諭による同僚への不適切な言動にかかる事案」についてです。こちらも、一昨日ブリーフィングを行いましたが、私からお話させていただきます。

　加害教諭と被害教諭の関係においては、既に民事裁判での判決がでています。加害教諭が被害教諭に対して、至近距離で怒鳴り、謝罪を強要したものであり、被害教諭に対する「人格権を侵害する不法行為」にあたるとされており、府教委として、それを踏まえて厳正な処分を実施いたしました。

そして、現在は国家賠償請求事件として、原告（被害教諭）と被告（校長・大阪府）という形で係争中であり、主な論点は２点です。

　１点めは、被告校長が行った調査・府教委に対する報告が、加害教諭の主張に偏ったものであり公正性を欠いていたのではないか。つまり、調査における偏頗性があるのではないかという点。２点めは、被告校長が原告に対する安全配慮義務を欠いていたのではないか、という２点が主な論点です。

　本事案については、10月17日の新聞報道により、神戸の小学校における教員間のいじめ事案と同様の構図をもったものではないかという印象を与えてしまったと考えていますので、知事からの要請もあり、府民の皆さんにきちんと説明しなければならないと私自身も考えておりました。

　専門家による検証を得たものではありませんが、府教委としては、本事案は、集団における一方的な支配関係があるか、一人を複数で攻撃したか、密室で行われたものか、長期間にわたり繰り返し行われたか、行為自体の陰湿性の程度はどうか、などの点において、神戸の事案とは異なる性格のものではないかと認識しています。そして、事案発生後の対応につきましても、学校及び府教委として事態を重く受け止め、加害教員への処分を含め、適切に対応してきました。

　係争中の事案であるので、あまり多くはコメントできませんが、裁判において、まず、１点目の府教委への調査報告についてです。例えば、原告は原告によるアンケート調査がすべてだと主張されていますが、こちらは、被告校長が個人面談などそれ以外の様々な日常的な手法を講じて、個別に聴取したものを総合的に判断した上で行ったことを確認していますので、その正当性を主張しています。

　また、原告の主張には、その他、加害教諭による暴言の頻度、処分理由としている原告及び他３人以外に対する不適切な言動など、府教委としては了知していないものも含まれています。そして、府教委としてそのことを調査し厳正に対処すべきではなかったかとの指摘がなされています。

　この点については、府教委として、個別事実について被告校長からの報告がなかったため不了知という立場をとらざるを得ないと考えています。そして、これらも含めて、被告校長の調査報告に調査権の踰越・濫用があったかは裁判を通じて明らかになることでありますし、府教委が他の教員に対する調査を行わなかったことに対して、裁判で法的見解が示されれば、真摯に受け止める必要があると考えています。

　一方、安全配慮義務については、そもそも、教諭間の民事裁判では健康被害との相当因果関係は認められていませんでしたが、学校としては執務室として別室を用意するなど必要な対応をおこないました。しかし、原告はパソコン設備がなく、不十分なものであったと主張されています。この点は、裁判を通じて事実とその正当性が明らかになると考えています。

　そして、裁判を通じて、現段階で把握できていない新たな事実が明らかになった場合は、加害教諭に対する新たな処分も検討します。

　また、現段階において府教委が再調査をすべきではないかという指摘がありますが、私としては、府教委の責任というものを真正面から問われる、そして争っている裁判を提起された現段階においては、裁判以上に第三者性を持って調査できる手法があるとは考え難く、府教委として再調査を行うという判断には至らないと考えています。

　なお、加害教諭も被害教諭も府の教員であります。加害・被害の関係の中にありましては、こうしたハラスメントの事案では、加害者に厳正に対処し、被害者に寄り添うという事が私は基本だと考えています。しかし、残念ながら結果として、被害を受けた方からの訴訟という事態に至っています。府教委としては、引き続きしっかりと説明責任を果たしてまいりたいと考えています。

「文化財保護強調週間」について

　次に、「文化財保護強調週間」についてです。これは告知事項です。明日11月１日（金）から７日（木）までの１週間は「文化財保護強調週間」であり、期間中には、文化財に親しむことを目的として、全国各地で歴史的建造物や美術工芸品の特別公開、文化財ウォ－ク、伝統芸能発表会などの様々な行事が開催されます。

　例えば、府立弥生文化博物館では、秋季特別展「北陸の弥生世界　わざとこころ」、府立近つ飛鳥博物館では、秋季企画展「ヤマト王権とその拠点－政治拠点と経済拠点－」を開催いたします。

　記者の皆様におかれましては、府の博物館や市町村の文化財に関わるイベント等について取材いただければありがたいと存じます。

「こころの再生府民運動」について

　最後に、こちらも告知事項ですが、「こころの再生」府民運動の推進月間について説明します。

　「こころの再生」府民運動では、次代を担う子どもたちの豊かな人間性を社会全体ではぐくむということを目的に、「あかんもんはあかんとはっきり叱る」「ええもんもんはええとはっきりほめる」「あいさつをする」など、学校、家庭、地域において、日々の大切な取組み（アクション）の実践を呼びかけています。

　本府民運動では、毎年11月を推進月間と定め、重点的に啓発活動を行っています。今年のテーマは「感謝」です。推進月間中は鉄道駅構内に啓発ポスターを掲示するとともに、２日～４日の連休中にはさまざまなイベントを予定しています。

　イベントの１つめは、11月２日（土曜日）、４日（月曜日・振替）の２日間、万博記念公園東の広場にて開催する『「こころの再生」府民運動inロハスフェスタ万博』があります。

　このイベントでは、「大阪府住宅供給公社」や「カゴメ株式会社」のご協力を得て、子ども向けオリジナルヨーヨーづくりなど、ワークショップや体験コーナーを設けます。参加してくださった方には、素敵なプレゼントを多数用意しておりますので、是非ご来場いただきたいと思います。

　２つめのイベントは、11月３日（日）サンケイリビング新聞社と一緒に、大阪ガスのハグミュージアムで「リビングはじめてフェスタ」を開催します。中でも、セブン・イレブンのご協力を得て実施する出前講座では、子どもたちが店員になったつもりでおじぎの仕方や笑顔の練習をすることで、「感謝」の気持ちを知ってもらうような場を提供します。

　詳しくは、配付資料をご覧下さい。府民の皆さまに本府民運動の理解を深めていただけるよう、記者の皆様のご協力をよろしくお願いします。

　私からは以上です。

２つめの事案は係争中の事案でありますので、これからの記者の皆さんとやりとりの中で、事実に関するお尋ねに対しまして、正確さを期するために、その部分は担当課長からお答えさせていただく場合もあるということでご了解をいただきたいと思います。

【質疑応答】

（記者）毎日新聞です。ひとつめの府立支援学校における教員の体罰と差別発言の問題なのですが、今日の夕刻に支援学校の校長と准校長に対して何か注意喚起を行うという話で、これはこういう集まりを行いますよという呼びかけを今日の夕刻にされるってことなのでしょうか。集まり自体が今日の夕刻にあるのでしょうか。

＜支援教育課＞本日の16時半から実施します。注意喚起とこれから実施する研修についてご連絡をさせていただきます。

（記者）本日16時半に連絡をするということですか。

＜支援教育課＞注意喚起を実施します。

（記者）具体的にはどこで何を目的としてするのですか。注意喚起自体が目的の緊急の集まりですか。

＜支援教育課＞今回の事案に対する注意喚起ということで、全府立学校の校長・准校長を集めまして、教育監と担当課長の方から、注意喚起と今後の再発防止に向けた指導を行います。

（記者）どこでされるんですか。

＜支援教育課＞新別館北館４階のホールで実施します。

（記者）これは非公開なんですか。

＜教育長＞（支援教育課に向かって）公開でいいんじゃないの。

（記者）本会見が終わったら集まりを見学できますか。

＜支援教育課＞はい。

（記者）2点めの話ですけれども、先日記者レクでも説明がありましたが、教員間のトラブルをめぐる問題で先日の記者会見でもお聞きをした件です。訴訟の中でも原告が指摘をしているかとは思いますが、当時の加害教諭からの被害ということで、その聞き取りをする際に、今回の場合、訴訟の被告となっている学校長が平成26年８月25日、26日にかけて、部下の教員を集めて、まず録音しないようにというような呼びかけを行った後で、ひと１人を処分するっていうのは大変重大なことなのでいい加減な気持ちでしないようにと、戦う意志のあるものだけ訴えを起こしなさいと、自分の個人情報をさらけ出す覚悟があるものだけが署名捺印するようにというような趣旨の説明をしたというふうに、被害教諭は少なくとも訴えています。教育長に見解をお聞きしたいのは、大元のきっかけになっていた加害教諭と被害教諭のトラブルっていうのは、これは教員間の話なので、学校長が公正中立に調査をしたらいいと思いますけれども、その調査の過程で学校長の校内で起きている問題に蓋をするような、これは事実かどうかは別として、蓋をするというふうに読み取れるような問題っていうのは、これは校長とその部下というその上下関係の中で生じた可能性のある問題だと思うので、こういうことに関しては公正中立な調査というのを行うためには、府教委とかまた別の機関がこの校長は本当にこういう発言をしたのかどうかっていうのをしっかり精査する必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、この発言も含めて裁判というのは、学校長の申告に基づいて進められているような印象を先日の記者レクでも受けたんですが、その辺り見解いかがでしょうか。

＜教育長＞やはり、まず裁判での主張というものを申し上げなくてはいけないと思います。この平成26年８月25日と26日に行った説明会で、被告校長から被害を受けたとされる教員に対してどういう言い方をしたかということです。それはやはり、「（府教委の）教職員人事課にこの件を報告するということに私（被告校長）は同意しますということ、しっかりと意思表示をするということに同意しますということを被害を訴えていた教員に伝えたうえで、その際にいい加減な気持ちで発言するのではなくて、責任を持って発言するようにということを言った」ということだったんです。そのあとは今後の手順について説明をしたということで、当日の事実について私はそう認識をしているので、その範囲であれば問題はないというふうに思っております。

（記者）ただ、そこで校長はどういう発言をしたかっていうのは先日のレクでもお聞きするところによると、平成26年８月28日に校長から府教委にこの事案に関して報告あったときに、私は被害教員とか関係者からの聞き取りの際にこんなことを伝えて、聞き取りをしましたという報告があったと。そして裁判始まってからも、原告からずいぶん威圧的なことを発言したような指摘があったので、改めてその裁判する中で校長に聞き取りを行って本当はどういう発言をしたのかっていうのを確認したというような説明だったわけですけれども、あくまでもこれ、校長がその場でどういう発言をしたのかっていうのは校長に対してしか府教委としては聞いていらっしゃらないような印象なんですけれども、これやっぱり校長の威圧的な発言というパワハラまがいの発言というのはこれ公正中立で調査をする上では、真実であれば校長にとって非常に不都合な発言なので、それを校長が自己申告だけに基づいて調査するっていうのは手続きとして私はちょっとおかしいのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

＜教育長＞冒頭申し上げたように、訴訟が起こっていなければ、私の判断でそうしたと思いますが、現在訴訟という形で、最も第三者性の高い裁判所がその部分の事実を含めて、事実を確認した上で判断をする。判断というのは、その事実が確認できて、それが原告のおっしゃる通りであれば、裁判所がどう判断されるかっていうのを真摯に受け止めるということになると思います。

（記者）訴訟が起こる前に、校長が戦う意思のあるものだけか名乗り出なさいという蓋をするような情報が府教委に寄せられていたのであれば、府教委が責任をもって公正中立な立場から調査されていたということなんでしょうか。

＜教育長＞それは「たられば」の話ですので、私がそのときどういう立場であったかということを考えますと、お答えしかねます。

（記者）ＮＨＫの大久保です。別件なんですけども、滋賀の方の高校でテスト中にトイレに行ったらちょっと減点するっていうような問題があったんですけれども、それを受けて何か府育庁として対策とか調査とかやられるお考えがあれば教えていただきたいです。

＜教育長＞このようなことを大阪でやっているかどうかを確認する必要があると思いますね。そこまで確認できてないんですけど、後ほど答えします。